

介護保険法改正「要介護1.2」へのサービスも市町村へ移行か

「介護を社会で支える」理念はどこへ

現在、全国の要介護認定者の中で介護度の重い「要介護者」は447万人、介護度の低い「要支援者」は175万人とされています。

「要支援者」については、今までは全面的に国が対応していましたが、2018年4月からはホームヘルプ（訪問介護）とデイサービス（通所介護）は市町村の「地域支援事業」に移ります。更に要介護1、要介護2まで対象が広がる可能性があります。

また、手すりや歩行器、車いすなど福祉用具のサービスも地域支援事業に移行し、原則自己負担化が検討されています。

全国一律だったサービス内容や料金は市町村が決めることとなります。市町村による格差も発生することでしょう。

住み慣れた地域で安心して暮らすために、良質なサービスの存在を把握し、生活に役立てることが自衛策になります。

保険料は払えどもサービスなし!?

知らない間に高いサービスを・・・

要支援1,2と認定された方への生活支援は訪問介護事業所の自主事業として1時間2,500円～3,000円の料金でのサービス提供が行われています。

「介護保険でできることはこれまで、必要ならこちらのサービスを」と差し出され、必要なら高価であっても使うことになってしまうのが実態です。今後はますますこの割合が増えることになることが予測されています。

介護保険の利用料が1割負担であるところを、収入・資産によって2割負担となることや、介護度3以上でないと特養の利用ができないなどの改定内容は2016年より実施されています。

自分らしい高齢期を送るために

そうこうするうちに、次の制度改定では要介護1,2に認定された方への生活支援が制度外になることが予定されている状況であり、私たちが望む「住み慣れた地域で暮らす」には介護保険があてにならない制度になってきたことが実感されます。2025年問題

（団塊世代が75歳以上になる年）として問題視されている時期を前に、保険料が年金から差し引かれる制度はあっても、使えるサービスがない状況となりそうです。要介護者になってから気付いても遅いのです。私たちは地域にある良心的なサービスの存在を把握し、それを使いこなしながら高齢期の生活を送る必要があるのではないのでしょうか。

NPO 法人たすけあいワーカーズ
この指とまれ！代表井瀧佐智子

ワーカーズ・コレクティブのめざす「地域福祉」

地域の居場所を運営し、制度の隙間を考える

厚生労働省が、「我が事・丸ごと」地域共生社会として、世代などに関係なく、誰もが適切な福祉サービスを受けられる社会の実現に向け、高齢者や障害者、子どもなど支援の対象者ごとの「縦割り」をなくした福祉サービス提供の仕組みをつくることを7月15日に発表しました。

それは、まさに私たちワーカーズがずっと目指してきた「地域福祉」です。これを制度で行うことは、まだまだこれからの段階ということなのでしょう。

人の暮らしは縦割りですっきり収まるようにはできていません。私たちが運営している地域の居場所には、縦割りでは対応できない様々な人が来られます。つながりを求めて利用する人たちが、安心して過ごせる、そして必要があれば相談できる、そういった場所の必要性も制度の枠外のものです。



NPO 法人てとて
（北本市）の
居場所事業の様子